



KYODO FREIGHTERS CORPORATION  
Multimodal International Freight Forwarder

各位 殿

18年 9月 14日

**件名： 輸入貨物 木製梱包材規制導入の件**

輸入貨物の木製梱包材に対する規制の内容が固まり、本年10月にも公布、来年4月に適用開始されることがほぼ決定しました。

現在、世界の主要貿易国のほとんどで、自国に入ってくる木製梱包材に対して「植物衛生措置に関する国際基準=ISPM NO.15ルール」の適用による規制を行っています。その為、輸出を行われているお客様はご存知のことと思いますが、これらの国に輸出する貨物の木製梱包材には、このルールに準拠した燻蒸・消毒処理を行い、処理/検疫済みのスタンプを押した木材の使用が求められます。

一方、日本ではこのルール導入への動きが鈍かった為、日本に入ってくる貨物の木製梱包材については今まで特に規制はありませんでした。しかし本年1月に農林水産省・消費安全局 植物防疫課より日本荷主協会に対する通知が行われ、同ルール導入に向けた動きが本格的に開始されました。

2月、7月、8月と貿易関係団体を集めてのルール内容の説明と意見の聴取が行われ、8月15日には農水省のホームページにおいて本件に関する公聴会の開催の公示と、パブリック・コメントの募集の発表が行われています。

今後のスケジュールとしては、今月中にもWTOに対して規制導入の通知を行い、パブリック・コメントの募集で特に技術的な反対意見や問題がなければ、10月中にもこれを公布。来年07年4月に正式導入・適用開始の予定となっています。国内法的には植物防疫法第6条「輸入植物検疫規定：輸入の制限」の改正による対応となります。

予定通り進むと、来年4月の施行日以降日本に到着する貨物は、使用される木製の梱包材、仕切り、固定材、パレット等すべてについて、上記ISPM NO.15ルールに基づく燻蒸・消毒処理、及び検疫済みスタンプの押印が必要となります。（合板、パーティクルボード等の加工木材は対象外です）

気になる具体的な適用方法ですが、全ての輸入貨物について港でコンテナを開けて検疫を行うということではないようです。8月の日本荷主協会主催の説明会において、農水省の担当部局からは「海外からの輸入貨物木製梱包材で、検疫マークの無いものだけ、それが判明した時点で申告すればよい」との説明がなされました。また、未処理貨物についても燻蒸・消毒が終わらないと保税地域から出せないのではなく、貨物の最終仕向け地まで行ってからの消毒・廃棄も認める方針とのことで、荷主側のコスト増要因になることを避けた、きわめて柔軟・緩やかな対応で進める姿勢のようです。

今後の動きに注意すると共に、海外取引先に対して、日本でも輸入木製梱包材について来年4月以降ISPM NO.15準拠による規制が開始されることを早目に周知されることをお勧めいたします。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372 ~ 3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>